

費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額の目安について

経営改善計画策定支援事業（４０５）における費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額については、以下のとおりとなります。

令和４年４月１日以降、中小企業活性化協議会から受理通知を発行する申請案件が対象です。

中小企業の区分	企業規模	総額の目安 (モニタリングを含む)	費用負担の上限金額 (総額の２／３以内)
小規模	売上１億円未満かつ有利子負債１億円未満	１５０万円以下（モニタリングは総額の１／２以下）	合計１００万円以下 ・伴走支援費用は１／２以内
中規模	売上１０億円未満かつ有利子負債１０億円未満（小規模を除く）	３００万円以下（モニタリングは総額の１／２以下）	合計２００万円以下 ・伴走支援費用は１／２以内
中堅規模	売上１０億円以上または有利子負債１０億円以上	４５０万円以下（モニタリングは総額の１／２以下）	合計３００万円以下 ・計画策定支援費用２００万円以下 ・伴走支援費用は１／２以内かつ１００万円以下

例外として、小規模及び中規模の事業者について、費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額が上記表に示した金額を超える場合（例えば、グループ会社に係る費用が発生する場合は、利用申請書１０．その他記載すべき事項の欄にその旨と理由を記載してください。

(中小企業区分の考え方)

